



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
◎「令和8年度県産品販売促進事業委託業務」に係る公金事務の委託 (地産地消・外商課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
◎告示(「畜産経営体質強化緊急支援事業」に係る公金事務の委託)の一部改正 (畜産振興課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示(2件) (治山林道課)	2
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	5
○漁船損害等補償法による付保義務消滅() ()	6
○公共測量の実施の通知(4件) (用地対策課)	6
○公共測量の終了の通知 () ()	6
○道路の区域変更 (道 路 課)	6
公 告	
○ふぐ処理師試験の実施 (薬務衛生課)	6
○令和8年度職業訓練指導員試験の実施 (雇用労働政策課)	7
○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (農業担い手支援課)	7
高知県公安委員会告示	
○高知県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名の変更の届出	8
高知県監査委員会告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者 (6・5 掲示)	8
入札公告	
○一般競争入札(高知県土砂災害監視システム更新委託業務)の公告 (技術管理課)	8
落札公告	
○落札者等の公告(2件) (デジタル政	

策課) 9

告 示

高知県告示第402号

介護機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和8年6月23日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和7年4月1日	株式会社アクトワン 高岡郡四万十町東町7番4号	居宅介護支援事業所という 高岡郡四万十町琴平町3番8号 居宅介護支援
令和7年11月1日	大月町 幡多郡大月町弘見2230	大月町国民健康保険大月病院 幡多郡大月町銚士603 通所リハビリテーション

高知県告示第403号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年5月29日に指定し、公金事務を同年6月2日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月23日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市北本町三丁目10-28-3	株式会社ユーエスケー	「令和8年度県産品販売促進事業委託業務」により支払う審査	令和8年6月2日から令和9年3月

	員謝金及び旅費	1日まで
--	---------	------

高知県告示第404号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和8年6月23日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- 届出者の住所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス佐川店
高岡郡佐川町字道久田甲324番2ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年3月1日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,147平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
43台
イ 駐輪場の収容台数
20台
ウ 荷さばき施設の面積
75平方メートル

<p>エ 廃棄物等の保管施設の容量 13.5立方メートル</p> <p>(9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び 閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間 帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>2 届出年月日 令和8年4月30日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 佐川町役場</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏 名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第405号 令和8年1月高知県告示第3号(「畜産経営体質強化緊急支援 事業」に係る公金事務の委託)の一部を次のように改正し、令和 8年6月23日から施行する。 令和8年6月23日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>表中「令和8年2月27日」を「令和8年8月31日」に改める。</p> <p>高知県告示第406号 令和8年3月高知県告示第159号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和8年6月23日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不分明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高知市上本宮町220番地 イ 氏名 濱田 勝</p>	<p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市福井町2417番地16 イ 氏名 坂上 富子</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分848番地 イ 氏名 川村 米穂</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市棧橋通二丁目2番14-402号ポレスターマン ション イ 氏名 川村 文平</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町下八川丁1676番地特別養護老人ホーム吾 北荘 イ 氏名 山中 正恵</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 茨城県牛久市ひたち野東一丁目25番地13(305) イ 氏名 松本 京子</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 千葉県鎌ヶ谷市道野辺中央一丁目1番21号ベル・ハイ ツ203号室 イ 氏名 川村 誓哉</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部1784番地ロ イ 氏名 田岡 夷左美</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1246番地 イ 氏名 川村 善勝</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村284番屋敷 イ 氏名 大久保 安次</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分571番地 イ 氏名 高橋 徳松</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水下分1445番地</p>	<p>イ 氏名 山中 晴光</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分55番1号地 イ 氏名 筒井 かほり</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村 イ 氏名 山中 幾平</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分1157番地 イ 氏名 筒井 勝幸</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1164番地1 イ 氏名 川村 峰夫</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1031番地 イ 氏名 高橋 和男</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町枝川2937番地2 イ 氏名 川村 淳</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1144番地 イ 氏名 川村 嘉久</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1253番地 イ 氏名 川村 傳</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分1178番地 イ 氏名 大久保 益喜</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 高知市唐人町3番8号東武ハイライン503号 イ 氏名 川村 喜美</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分1150番地 イ 氏名</p>
--	---	--

<p>川村 重子 (24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1168番地 イ 氏名 川村 泰博 (25)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分1259番地 イ 氏名 山本 李次</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 吾川郡いの町清水上分字ニシタキ2884、2885の1から2885の4まで、2886の1から2886の8まで、2887から2889まで、2890の1、2890の2、2891の1、2891の2、2892の1、2892の2、2893の1、2893の2、2894、2895、2896の1、2896の2、2897の1から2897の4まで、2898から2900まで、2901の1、2901の2、2902、字ヌタ荒3039の1、3039の2、字下保口山3048の1、字界尾山3041、字専十郎山3045、字大保口山3049、字瀧ノ上エ3042の1から3042の15まで、3044の1から3044の4まで、3044の6から3044の10まで、3044の20、3044の21、3047の3から3047の19まで、3047の21から3047の24まで、3047の26から3047の31まで、字瀧ノ上エ3047の1、3047の2、3047の20、3047の25、字瀧ノ上山2920の1から2920の4まで、字竹ノ樋山3043、字中川奈路山3046の1、3046の2、字東ダキ2903の1、2903の2、2904の1、2904の2、2905の1、2905の2、2906の1から2906の4まで、2907、2914、2917の1、2917の2、2918、2921の1、2921の2、2922の1、2922の2 (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第407号 令和8年3月高知県告示第163号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を越知町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和8年6月23日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不分明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町甲801番地 イ 氏名</p>	<p>片岡 明一 (2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2078番地 イ 氏名 辻 隆正 (3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町長者甲1722番地 イ 氏名 山田 豊久 (4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡長者村長者 イ 氏名 藤村 清次 (5)ア 登記簿記載の住所 高知市高須756番地25 イ 氏名 北川 博 (6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2006番地4 イ 氏名 岡村 忠男 (7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町佐之国耕1696番地 イ 氏名 山下 宏 (8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村尾川423番屋敷 イ 氏名 高橋 乙次郎 (9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙1870番地の16 イ 氏名 北添 加代子 (10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕947番地 イ 氏名 岡村 勢喜 (11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕934番地 イ 氏名 岡村 直重 (12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村432番屋敷 イ 氏名 岡村 倉太郎</p>	<p>(13)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村458番屋敷 イ 氏名 山下 萬太郎 (14)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻市津之江町二丁目12番32号 イ 氏名 田丸 和野 (15)ア 登記簿記載の住所 香川県高松市上福岡町710番地1 イ 氏名 池添 重利 (16)ア 登記簿記載の住所 土佐市蓮池3202番地44 イ 氏名 横内 みつ江 (17)ア 登記簿記載の住所 兵庫県龍野市揖保町揖保中76番地 イ 氏名 柴原 昭 (18)ア 登記簿記載の住所 愛媛県今治市蔵敷368番地5 イ 氏名 福田 巽 (19)ア 登記簿記載の住所 岡山県岡山市内山下441番地 イ 氏名 西脇 義信 (20)ア 登記簿記載の住所 東京都北区赤羽一丁目47番地7-303号 イ 氏名 片岡 俊雄 (21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡長者村長者甲1544番地 イ 氏名 石田 光喜 (22)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市浜畑ケ田13番地 イ 氏名 岡村 明雄 (23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1402番地 イ 氏名 北川 リツ子 (24)ア 登記簿記載の住所</p>
---	---	---

イ 氏名 岡村 知則 (25)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕866番地	イ 氏名 葉山村舞の川生産森林組合 (36)ア 登記簿記載の住所 高岡郡上半山村赤木124番屋敷	片岡 耕造 (47)ア 登記簿記載の住所 大阪府堺市堺区北庄町一丁目1番1号
イ 氏名 岡村 吉知 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村南ノ川耕146番地	イ 氏名 戸田 安治 (37)ア 登記簿記載の住所 高岡郡上半山村杉ノ川222番屋敷	イ 氏名 片岡 重四郎 (48)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町甲902番地1
イ 氏名 片岡 福吉 (27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2006番地2	イ 氏名 下元 富治郎 (38)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村赤木604番地2、612番地5	イ 氏名 岡村 袈裟澄 (49)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町佐之国耕1719番地
イ 氏名 片岡 秀幸 (28)ア 登記簿記載の住所 土佐市甲原309番地	イ 氏名 窪田 光恵 (39)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村赤木1526番地	イ 氏名 岡本 勇 (50)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻市壽町一丁目12番14号
イ 氏名 立野 淑子 (29)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1946番地	イ 氏名 戸田 等 (40)ア 登記簿記載の住所 高岡郡上半山村赤木124番屋敷	イ 氏名 高橋 博文 (51)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村
イ 氏名 森岡 満 (30)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕947番地	イ 氏名 戸田 利吉 (41)ア 登記簿記載の住所 高岡郡上半山村赤木1438番地	イ 氏名 岡村 貞弥 (52)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2039番地
イ 氏名 岡村 小安 (31)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2039番地	イ 氏名 戸田 一郎 (42)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1791番地	イ 氏名 岡林 直隆 (53)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村南ノ川27番屋敷
イ 氏名 岡村 直隆 (32)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕904番地	イ 氏名 片岡 林 (43)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村南ノ川耕147番地	イ 氏名 岡邑 亀治 (54)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知乙107番地
イ 氏名 岡村 則頭 (33)ア 登記簿記載の住所 高知市桜井町一丁目5番34号	イ 氏名 片岡 秀幸 (44)ア 登記簿記載の住所 高岡郡須崎町浜町1751番地、1752番地	イ 氏名 森岡 恭子 (55)ア 登記簿記載の住所 兵庫県伊丹市鑄物師一丁目57番地
イ 氏名 山岡 優 (34)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕934番地	イ 氏名 西内 亀七 (45)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕904番地	イ 氏名 都築 賢吾 (56)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕731番地
イ 氏名 岡林 直重 (35)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村赤木1405番地	イ 氏名 立野 叔子 (46)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲88番地	イ 氏名 岡村 良和 (57)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕841番地
	イ 氏名	岡村 清直

(58)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中村 萬吉	高岡郡越知町南ノ川耕1290番地 イ 氏名 岡村 則行	奥棚サコ4641、字下釣井谷4775、4776、4779、4784から4790 まで、字家トコ4203から4205まで、4207、4209、字釜ザコ 4235、4236の1、4236の2、4237、4238、字岩カラ山2423の 1、2423の4、4610から4614まで、4627の1から4627の3ま で、4628の1から4628の4まで、4629の1、4629の2、4633 から4635まで、4639の1、4639の2、4640、字熊ヲス4234の 1、4234の2、字己屋ノ奥4248の1、4248の2、4249、4250 の3、字綱張場4710から4714まで、字黒ヌタ4251、4256から 4259まで、字黒石4170の1、4170の2、4171から4174まで、 4176から4186まで、字笹ノ本4220、字山犬瀧4229、4230の1 から4230の5まで、字山内4231、4232の1、4232の2、字耳 キレ4210から4213まで、字小森4293、4294、4295の1、4295 の2、4296から4302まで、4307、字障子瀧3506から3508ま で、3510、3511、3513、3514、5261から5263まで、字神山 4239、4240、4241の2、4242の2から4242の4まで、4243の 2、4244、4245の1、4245の2、字水谷4841から4853まで、 字瀬戸山2550、4855から4857まで、4859、字青ワラビ5159か ら5168まで、字洗場山5276から5278まで、字大タヲ4223の1 から4223の3まで、4224の1から4224の3まで、4225の1か ら4225の3まで、4228、字大タヲ山4340から4342まで、4344 から4346まで、4348から4351まで、字大ツエノサコ5297、 5298、字大ミヲ4260、4267から4269まで、4270の1、4270の 2、4275、4276、4277の1から4277の3まで、4279、4280、 4282の1から4282の4まで、4283、4284の1、4284の2、字 瀧ノ首5271、5272、字鍛冶屋堂4233、字中ノ山4721から4727 まで、字釣井谷4770の1から4770の3まで、字片平山4938か ら4956まで、字門ノ本4817から4821まで、字与平畑4791、 4794、4796の1、4796の2、4797の1、4797の2、4800、 4801、字屏風山4695の1から4695の3まで、4697、4699、 4700の1、4700の2、4701の1から4701の3まで、4702、 4704の1から4704の3まで、4705の1から4705の3まで、 4706の1から4706の3まで、4707の1から4707の3まで、 4709、字船瀬ノ上4687、4690、4694
(59)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1946番地 イ 氏名 森岡 公洋	(70)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2093番地1 イ 氏名 岡村 豊明	
(60)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村524番屋敷 イ 氏名 北川 嶋次	(71)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市次屋戸ノ内369番地 イ 氏名 岡村 素美夫	
(61)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2093番地1 イ 氏名 岡村 敦	(72)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町東本町三丁目1番42号 イ 氏名 片岡 忠行	
(62)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕740番地 イ 氏名 安井 房子	(73)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村南ノ川耕2995番地 イ 氏名 片岡 利勝	
(63)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1628番地 イ 氏名 斉藤 広義	2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 高岡郡越知町南ノ川字ウチノサコ5273、5274、字カシガタ ヲ5299から5306まで、字ガツメキ4214、4215、字カバギ山 4134から4136まで、4138、4140、4142、4145から4150まで、 4152、4153、4156から4158まで、字キリクダシ5169から5174 まで、字サナギガウ子4121から4124まで、4133、字シタカウ 子4838、4839の1、4839の2、4840の1、4840の2、字ソフ ゴヤ5307から5312まで、字トテノ木山1646、1651、1652、 4110、4111、4112の1、4112の2、4113、4114、字ナベラ 4822の1、4822の2、4823、4824、4825の1から4825の3ま で、字ヌタノヲ4884から4895まで、4898から4900まで、 4903、4904、4906、4907、4910、4911、4913から4918まで、 4920から4925まで、4934から4936まで、字ヌノ山4216、4217 の1、4217の2、4218、字ハンザ畑4957から4973まで、4975 から4984まで、字ヒジリダキ4352の3から4352の5まで、 4353、4355の1から4355の3まで、字ミヨカ黒松4836の1か ら4836の3まで、4837の1から4837の3まで、字ヲクウ子 4188から4202まで、字ヲクトチザコ4646、4653、4654、 4659、4662、4663、4665、字一ツ堂4081から4085まで、4090 から4106まで、字一ノセ4734から4736まで、4737の1、4737 の2、4738の1、4738の2、4739の1、4739の2、4740から 4743まで、4749、4751の1、4751の2、4752、4755、4769、 字一本松4333、4334、4335の1から4335の5まで、4336から 4338まで、4339の1から4339の3まで、字奥宮谷3087から 3090まで、5175から5177まで、5180、5183から5185まで、字	
(64)ア 登記簿記載の住所 大阪府寝屋川市大字高宮428番地 イ 氏名 入江 晃次		
(65)ア 登記簿記載の住所 高知市幸町13番12号 イ 氏名 北川 健三		
(66)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕364番地 イ 氏名 片岡 登通夫		
(67)ア 登記簿記載の住所 吾川郡長者村長者甲1463ないし1467合番地 イ 氏名 片岡 与三郎		
(68)ア 登記簿記載の住所 東京都墨田区墨田四丁目47番地3号 イ 氏名 藤原 勲		
(69)ア 登記簿記載の住所		

高知県告示第408号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和8年6月23日

高知県知事 濱田 省司

野見加入区
高知県告示第409号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により令和4年6月高知県告示第607号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和8年6月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
 令和8年6月23日
 高知県知事 濱田 省司

野見加入区
高知県告示第410号
 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年6月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和8年6月23日
 高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
 公共測量（用地測量）
 2 作業期間
 令和8年5月9日から同年12月28日まで
 3 作業地域
 安芸市伊尾木地内

高知県告示第411号
 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年6月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和8年6月23日
 高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
 公共測量（基準点測量、三次元点群測量）
 2 作業期間
 令和8年6月2日から同年7月31日まで
 3 作業地域
 土佐郡土佐町境

高知県告示第412号
 高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年6月5日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和8年6月23日
 高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
 2 作業期間
 令和8年3月25日から令和9年1月19日まで
 3 作業地域
 幡多郡黒潮町荷稻

高知県告示第413号
 高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年6月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和8年6月23日
 高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
 公共測量（基準点測量）
 2 作業期間
 令和8年6月15日から令和9年3月12日まで
 3 作業地域
 高岡郡津野町久保川

高知県告示第414号
 高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から令和7年10月高知県告示第600号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年5月20日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和8年6月23日
 高知県知事 濱田 省司

高知県告示第415号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和8年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和8年6月23日
 高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 上分多ノ郷
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市多ノ郷字花岡 甲5163番1	前	22.9	40
	後	31.6	
		20.3	

	後	24.8	40
--	---	------	----

公 告

高知県ふぐ取扱条例（昭和36年高知県条例第34号）第11条第1項の規定により、令和8年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。
 令和8年6月23日
 高知県知事 濱田 省司

1 試験の期日
 令和8年10月27日（火）及び30日（金）の2日間
 2 試験の場所
 (1) 令和8年10月27日
 高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎
 (2) 令和8年10月30日
 高知市南久万58番地1 RKC調理製菓専門学校
 3 試験科目及び日時
 (1) 筆記試験（令和8年10月27日午前10時から） 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規
 (2) 鑑別試験（令和8年10月27日午前11時30分から） ふぐの種類及び部位の鑑別
 (3) 実技試験（令和8年10月30日午前10時から） ふぐの処理の実技
 4 受験の手続
 県所定の様式による受験願書1通に写真（申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身を無背景で撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月を記載したもの）1枚を添えて提出すること。
 5 受験手数料
 5,280円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。）
 6 受験願書の受付期間
 令和8年9月7日（月）から同月15日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に受け付ける。
 なお、郵送による場合は、令和8年9月15日付けの消印のあるものまで受け付ける。
 7 受験願書の提出先
 (1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所（当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所）
 (2) 県外居住者は、高知県健康政策部薬務衛生課（高知市丸ノ内一丁目2番20号）
 8 受験願書の受付時間
 (1) 県内各福祉保健所及び高知県健康政策部薬務衛生課

午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

(2) 高知市保健所
午前9時から午後4時30分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

9 合格者の発表
令和8年11月17日（火）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

10 その他の注意事項
(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書き、書留郵便とすること。
(2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持参するほか、試験当日の詳細については、受験票で確認すること。
(3) 不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの県内各福祉保健所又は高知市保健所に問い合わせること。

~~~~~

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、令和8年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。  
令和8年6月23日  
高知県知事 濱田 省司

1 試験を実施する職種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開則」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。

2 試験の免除  
能開則第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる実技試験又は学科試験を免除する。

3 受験資格  
当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者（実技試験及び学科試験の全部が免除される者を含む。）。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。  
(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者  
(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験日時  
令和8年9月6日（日）午前10時から

5 試験場所  
高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

6 受験手続  
(1) 受験申請書類  
ア 受験申請書  
イ 履歴書  
ウ 受験資格を証する書類の写し  
エ 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの）2枚（受験申請書及び写真票に貼り付けること。）  
(2) 受験申請書類の提出期間  
令和8年8月3日（月）から同月14日（金）まで  
なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和8年8月14日付けの消印のあるものまで受け付ける。  
(3) 受験申請書類の提出先  
高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校  
(4) 受験手数料  
3,100円（高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付け、又は高知県電子申請サービスによるクレジットカードを利用する方法により納付すること。）  
なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。  
(5) 受験票  
受験申請書類を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。

7 合否判定の基準  
学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

8 合格発表  
令和8年10月2日（金）に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。  
また、高知県立高知高等技術学校のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151304/>）において、合格者の受験番号を公表する。

9 その他  
(1) 受験申請書（写真票を含む。以下同じ。）は、高知県立高知高等技術学校において交付する。  
(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、180円切手を貼った返信用封筒（定形外）を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。  
(3) 実技試験及び学科試験の全部が免除される者による受験申請については通年で受け付けるものとし、当該受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続きを行うことができるものとする。

(4) 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）に問い合わせること。

~~~~~

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。
令和8年6月23日
高知県知事 濱田 省司

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
幡多郡黒潮町下田の口字カキセ2830番	田	518㎡
幡多郡黒潮町下田の口字カキセ2831番	田	1,491㎡

2 申請に係る農地の利用の現況
農地法第33条第1項に規定する耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第78条第1号イに掲げる農地に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による知事の裁定後に、農地中間管理機構から借受希望者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年10月1日	6年	60,270円

5 意見書の提出
申請に係る農地の所有者等（農地法第32条第1項に規定する所有者等をいう。）は、次に掲げるところにより知事に対して意見書を提出することができる。
(1) 意見書の提出期限
令和8年7月7日

- (2) 意見書の提出先
高知県農業振興部農業担い手支援課
- (3) 意見書において明らかにすべき事項
 - ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第17号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第1項の規定に基づき高知県暴力追放運動推進センターとして指定した公益財団法人暴力追放高知県民センターから暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により代表者の氏名の変更について届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月23日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

- 1 変更に係る事項
代表者の氏名
（変更前） 松本 隆之
（変更後） 森下 勝彦
- 2 変更予定年月日
令和8年6月24日

監査委員告示

高知県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月5日（掲示済）

高知県監査委員 下村 勝幸
同 桑鶴 太朗
同 奥村 陽子
同 和田 廣男

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 田中 佐知 高岡郡佐川町甲1249番地23
 - 藤本 啓介 高知市鷹匠町一丁目3-1-703
 - 福井 智士 大阪府茨木市花園2丁目13番7号
 - 蒲生 武志 兵庫県宝塚市中山台2丁目4番10号
- 2 監査の事務を補助できる期間
令和8年6月5日から令和9年3月31日まで

入札公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 特定役務の名称及び数量
高知県土砂災害監視システム更新委託業務 一式
 - (2) 特定役務の特質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 特定役務の履行期限
令和9年3月25日
 - (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、知事が別に定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

- ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

- (3) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県土木部技術管理課
電話番号088-823-9813
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
令和8年6月23日（火）午前9時から同年7月21日（火）午後5時までの間に高知県土木部技術管理課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170601/>）でダウンロードにより交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時
令和8年8月4日（火）午前10時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和8年8月3日（月）午後5時までに(1)の場所に必着すること。

イ 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 7階会議室

- 4 その他
 - (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和8年7月21日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 最低制限価格の設定の有無
無
- (6) 落札者の決定方法等
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
- (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Commission Name: Commission for the renewal of the Kochi Prefecture Landslide Disaster Monitoring System 1 set
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 21 July 2026
- (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Tuesday 4 August 2026
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 3 August 2026

- (5) Contact: Technical Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9813
- (6) Others: As in the tender documentation

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
第3次高知県情報セキュリティクラウド構築等委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総合企画部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 落札者を決定した日
令和8年5月21日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 落札金額
1,870,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
令和8年4月1日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 落札に係る借入物品の名称及び数量  
令和8年度共通基盤ソフトウェアライセンス 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総合企画部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館

- 落札者を決定した日  
令和8年5月26日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 落札金額  
月額 1,540,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日  
令和8年4月14日